



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ム ア ッ プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎
(コード番号：3661)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 経 理 部 長 藤 池 季 樹
TEL. 03-5467-7125

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第12回定時株主総会に、定款の一部変更についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第36条を変更案第32条の通り変更するものであります。なお、変更案第32条につきましては、監査役会の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日

以上

【別紙】定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条(商号) (条文省略)	第 1 条(商号) (現行どおり)
第 2 条(目的) (条文省略)	第 2 条(目的) (現行どおり)
第 3 条(本店の所在地) (条文省略)	第 3 条(本店の所在地) (現行どおり)
第 4 条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機 関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 4 条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機 関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (<u>削 除</u>) (3) 会計監査人
第 5 条(公告方法) (条文省略)	第 5 条(公告方法) (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条(発行可能株式総数) (条文省略)	第 6 条(発行可能株式総数) (現行どおり)
第 7 条(単元株式数) (条文省略)	第 7 条(単元株式数) (現行どおり)
第 8 条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、 取締役会の決議によって自己の株式を取得するこ とができる。	第 8 条(自己の株式の取得) (現行どおり)
第 9 条(単元未満株式についての権利) (条文省略)	第 9 条(単元未満株式についての権利) (現行どおり)
第 10 条(株式取扱規程) (条文省略)	第 10 条(株式取扱規程) (現行どおり)
第 11 条(株主名簿管理人) (条文省略)	第 11 条(株主名簿管理人) (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条(基準日) (条文省略)	第 12 条(基準日) (現行どおり)
第 13 条(招集の時期) (条文省略)	第 13 条(招集の時期) (現行どおり)
第 14 条(招集権者及び議長) (条文省略)	第 14 条(招集者及び議長) (現行どおり)
第 15 条(決議の方法) (条文省略)	第 15 条(決議の方法) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (条文省略)</p> <p>第 17 条(議決権の代理行使) (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条(員数) 当社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>第 19 条(選任) 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 20 条(任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)</p> <p>第 21 条(取締役会の招集及び議長) 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに書く取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 22 条(取締役会決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。</p> <p>第 23 条(取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第 24 条(代表取締役及び役付取締役) (条文省略)</p>	<p>第 16 条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (現行どおり)</p> <p>第 19 条(議決権の代理行使) (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条(員数) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>5 名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 21 条(選任方法) 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり)</p> <p>第 20 条(任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条(取締役会の招集及び議長) (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに書く取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 22 条(取締役会決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。</p> <p>第 23 条(取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第 24 条(代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 33 条(会計監査人の選任) (条文省略)</p> <p>第 34 条(会計監査人の任期) (条文省略)</p> <p>第 35 条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の 同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免 除</p> <p>第 36 条 (損害賠償責任の一部免除) 当社は、取締役会の決議をもって、取締役 (取 締役であった者を含む。)、<u>監査役 (監査役であっ た者を含む。)</u> 及び会計監査人 (会計監査人であっ た者を含む) の当会社に対する損害賠償責任を、 法令が定める範囲で免除することができる。 2 当社は、<u>社外取締役、社外監査役及び会計 監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に 関する契約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定 める金額とする。</u></p>	<p>第 29 条(会計監査人の選任) (現行どおり)</p> <p>第 30 条(会計監査人の任期) (現行どおり)</p> <p>第 31 条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員 会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免 除</p> <p>第 32 条 (損害賠償責任の一部免除) 当社は、取締役会の決議をもって、取締役 (取 締役であった者を含む。) 及び会計監査人 (会計監 査人であった者を含む) の当会社に対する損害賠 償責任を、法令が定める範囲で免除することがで きる。 2 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等である 者を除く。)</u> 及び会計監査人との間に、当会社に対 する損害賠償責任に関する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任 の限度額は法令が定める金額とする。</p>
<p>第 8 章 計算</p> <p>第 37 条(事業年度) (条文省略)</p> <p>第 38 条(剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p> <p>第 39 条(剰余金の配当の基準日) (条文省略)</p> <p>第 40 条(配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第 8 章 計算</p> <p>第 33 条(事業年度) (現行どおり)</p> <p>第 34 条(剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p> <p>第 35 条(剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p>第 36 条(配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当社は、第 12 期定時株主総会終結前の行為に関 する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役の損害賠 償責任を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。</u></p>